参考資料

亘理町地域防災計画の見直しについて

１．地域防災計画の位置づけ

・地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、亘理町防災会議が作成する計画である（表－１参照）。

・亘理町のみならず、県、防災関係機関がその有する全機能を有機的に発揮し、町域における各種災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。

表－１　災害対策基本法（抜粋）

（市町村地域防災計画）
第 42 条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
1．当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

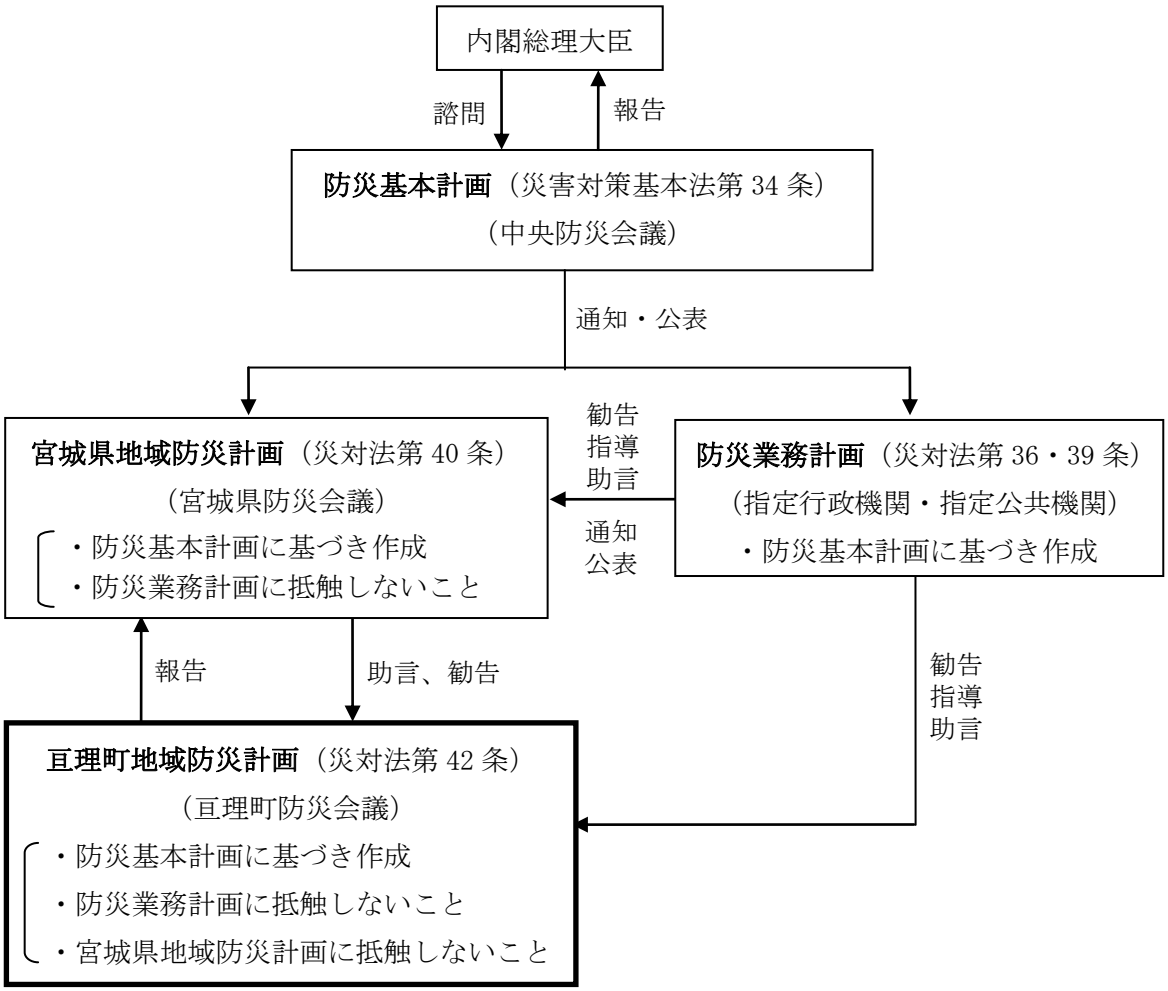

図-１　亘理町地域防災計画の位置づけ

２．国の動向

（１）東日本大震災(H23.3.11）の課題

・東日本大震災以降、国においては消防庁、中央防災会議を中心として、東日本大震災の地震・津波の特徴や課題を検証するとともに、被害想定のあり方、被害軽減のための対策、今後の防災対策等について検討している。

・これらのうち、消防庁が通知した「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について」をもとに整理した東日本大震災における課題（表－２参照）を踏まえ、亘理町地域防災計画の見直しを進める必要がある。

表－２　東日本大震災の課題

項　　目	課　　題
Ⅰ被害想定について	
①被害想定	・現在の想定を超える地震、特に大津波の発生のおそれがあることを考慮すること ・被害想定、沿岸部の地形、都市化の状況など地域特性を考慮し、避難場所、避難路等を確保すること
②災害対策本部機能	・市町村の機能の喪失又は著しい低下等が生じる可能性があることを考慮し、災害対策本部機能の維持・確保、都道府県からの迅速な支援のあり方を検討すること
Ⅱ避難対策について	
③津波に関する避難指示等住民への伝達体制・手段	・津波に関する避難指示等の発令に係る具体的な基準を速やかに検討、策定、点検すること ・避難指示等の住民への伝達を迅速かつ確実に行える体制を確保すること ・情報伝達時、避難時等において災害時要援護者に配慮した体制を確保すること ・避難指示等の住民への伝達手段として、防災行政無線の重要性が再認識されたことをふまえ、早急に、かつ災害に強くかつ住民に確実に伝達されるよう整備すること ・防災行政無線のみならず、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用とともに、コミュニティFM、エリアメール、衛星携帯電話など多様な伝達手段を確保すること
④初期の情報収集手段	・津波による電話回線の途絶などの場合における、多様な手段による速やかな被害情報収集手段を確保すること
⑤防災事務に従事する者の安全確保	・避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者など防災事務に従事する者の安全の確保に配慮すること
⑥住民の安否情報の確認	・住民、特に居住地の市町村以外へ避難した住民の安否を迅速に確認し、情報提供を行うための方策を検討すること
⑦中長期にわたる災害対応	・避難所での集団生活や避難生活の長期化により持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染等が懸念されるなど災害対応が中･長期間にわたることも考慮すること ・中･長期間にわたる停電においても防災施設等の維持ができるよう非常用電源設備の整備を行うこと
Ⅲ災害予防について	
⑧物資等の備蓄･輸送等	・災害時における燃料供給、物資等の輸送等について民間企業等と協定を締結するなど備蓄しておくべき物資の品目、数量等を確保すること
⑨都道府県等の区域を越えた相互応援協定	・近隣市町村のみならず都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援を円滑に実施できる体制を確保すること ・災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進すること ・国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについて受援計画等を検討、整備すること
⑩住民の防災意識向上	・津波は第一波よりも第二波以降のほうが大きくなる可能性があることなど正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発を推進すること

資料：地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（消防庁、H23.5.6）

（２）防災基本計画の修正のポイント

・国の防災基本計画は、東日本大震災から 9 ヶ月後の平成 23 年 12 月 27 日に一部修正を行った後、平成 24 年 9 月 6 日に再度一部修正が行われた。

・平成 23 年での修正の方針は、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（9/28 公表）における提言内容を具体化するというもので、修正内容の主な骨格としては、津波災害対策編の新設、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映である。

・平成 24 年は、災害対策基本法の改正，中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編）及び原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）である。

・これらを踏まえて、亘理町地域防災計画を修正する必要がある。

表－３　防災基本計画の修正のポイント（平成 23 年 12 月）

修正の方針	○中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（平成 23 年 9 月 28 日公表）を踏まえ、提言内容の具体化を行った。 ○今回以降も、大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に修正を行う。
主な内容	**１．「津波災害対策編」の新設** **２．東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化** **①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施** **②二つのレベルの想定とそれぞれの対策** ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策 ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備 **③津波に強いまちづくり** ・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備 等 （津波到達時間が短い地域ではおおむね５分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す） **④国民への防災知識の普及** ・強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及 ・防災教育の実施，津波に関する教育プログラムの開発 ・津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等 **⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実** **⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保** ・受け手の立場に立った津波警報等の発表 ・携帯電話等多様な手段による確実な伝達 ・具体的かつ実践的な避難計画の策定，避難支援の行動ルール化 等 **⑦地震の揺れによる被害の軽減策** ・浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策，天井等の落下物対策 等 **３．最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映** （例） ・避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮 ・洪水等の警報，避難勧告等に係る伝達文の工夫 ・避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供 ・実践的な避難計画の策定等，噴火時等の火山災害対策 等

出典：中央防災会議資料

表－４　防災基本計画の修正のポイント（平成 24 年 9 月）

修正の方針	○災害対策基本法の改正，中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえ、大規模広域災害への対策の強化を行った。（各編） ○原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえ、原子力災害対策の強化を行った。（原子力災害対策編）
主な内容	**１．大規模広域災害への対策** １）災害に対する即応力の強化 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化 （市町村が被害状況報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集） ○地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え （受援・支援計画の作成、協定の締結） ○地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進 （例：物資調達・供給協定） ○多様な主体による共同防災訓練の実施 （国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO 等の参加の促進） ○複合災害への対応（対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、複合災害を想定した訓練等） ２）被災者への対応改善 ○要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入 ○市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ（広域一時滞在）協定締結の推進 ○市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化 （例避難者情報の共有による、情報や物資の避難者への確実な送付） ３）教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上 ○住民による災害教訓伝承とその支援 （国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開） ○地域防災計画の策定への多様な主体の参画（例：女性、障害者等） **２．原子力災害への対策** （略）

出典：中央防災会議資料

３．宮城県の動向

（１）宮城県防災会議

・宮城県では、平成 24 年度に、幹事会議、東日本大震災検証・記録専門部会、地震対策等専門部会が、それぞれ 1 回ずつ開催されている。

・平成 24 年 9 月 14 日に開催された第 1 回地震対策等専門部会では、宮城県地域防災計画（震災対策編）の見直しとして、「宮城県地域防災計画（震災対策編）の見直しの概要」「宮城県地域防災計画（震災対策編・津波対策編）素案概要」に関する協議が行われた。

（２）宮城県地域防災計画の修正等の考え方

・平成 24 年 9 月 14 日に開催された第 1 回地震対策等専門部会における震災対策編の見直しの方針は表－５に示すとおりである。

表－５　宮城県地域防災計画（震災対策編）の見直し方針

■見直し方針：基本方針と具体的な見直し方針、基本的な考え方
①基本方針 ○東日本大震災を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを進める。 **②具体的な見直し方針** ○東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、大震災から得られた教訓や課題のほか、県の 6 か月間の災害対応とその検証の結果を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直す。 ○国の防災基本計画の見直し（平成 23 年 12 月 27 日）を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「宮城県地域防災計画（震災対策編）」の見直しに反映する。 ○現在も国等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、国等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、次年度以降で再度「宮城県地域防災計画（震災対応編）」を見直す。 ○広域にわたり多くの人命が奪われるなど甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の教訓を踏まえ、国の「防災基本計画」の中に防災の基本方針として、新たに「減災」の考え方が想定されたことから、本県においても、これらをもとに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制と避難体制の強化に重点的に取り組む。 ○併せて、これらの対策の推進に当たり、災害時要援護者の避難支援などの地域防災力の強化に努めることとしたほか、津波による二次災害の防止についても取り組む。 ○また、津波災害対策を抜本的に強化することに伴い、震災対策編をベースに、日本海溝特措法編を合冊し、新たに津波対策編を策定する。 **③基本的考え方** ○広域にわたり多くの人命が奪われるなど甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の教訓を踏まえ、国の「防災基本計画」の中に防災の基本方針として、新たに「減災」の考え方が想定されたことから、本県においても、これらをもとに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制と避難体制の強化に重点的に取り組む。 ○併せて、これらの対策の推進に当たり、災害時要援護者の避難支援などの地域防災力の強化に努めることとしたほか、津波による二次災害の防止についても取り組む。 ○また、津波災害対策を抜本的に強化することに伴い、震災対策編をベースに、日本海溝特措法編を合冊し、新たに津波対策編を策定する。

4. 構成の見直し

■ 日本海溝特措法編も盛り込み、地震対策編と津波対策編を別編とする

○ 東日本大震災では、“津波”災害により広域にわたり甚大な被害

○ 国の防災基本計画では、新たに「第3編 津波災害対策編」を策定

⇨ **現行の「震災対策編」をベースに、新たに「津波対策編」を策定**

現行	修正案
震災対策編	**地震対策編**
第1章　総則	第1章　総則
第2章　災害予防対策	第2章　災害予防対策
第3章　災害応急対策	第3章　災害応急対策
第4章　災害復旧・復興対策	第4章　災害復旧・復興対策
第5章　津波対策	
日本海溝特措法編	**津波対策編**
第1章　総則	第1章　総則
第2章　災害対策本部の設置等	第2章　災害予防対策
第3章　地震発生時の応急対策等	第3章　災害応急対策
第4章　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	第4章　災害復旧・復興対策
第5章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
第6章　防災訓練計画	
第7章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	

※同様の事例（分冊、地震と津波との構成がほぼ同じ）
○石川県(H24.3)　地震災害対策編、津波災害対策編
○広島県(H24.3)　震災対策編（地震災害対策計画、津波災害対策計画、東南海南海地震防災対策推進計画）
○香川県(H24)　地震対策編、津波対策編

5

5. 基本方針　（1）津波対策編

■ 東日本大震災からの教訓を踏まえ、新たに基本方針を記載

地震・津波対策編

東日本大震災の特徴	基本方針
1.行政機能の喪失	1.「減災」に向けた対策の推進
2.大規模広域災害	2.災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備
3.物資の不足	3.大規模災害時における広域応援体制の充実・強化
4.不十分な災害時要援護者対策	4.被災者等への適時・的確な情報伝達
5.地域防災力の不足	5.二次災害の防止
6.地震・津波被害の拡大	6.迅速かつ適切な災害廃棄物処理
7.避難指示等の住民への情報途絶	7.災害時要援護者対策
8.津波からの避難の阻害	8.携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

出典：平成 24 年 9 月　宮城県防災会議第 1 回地震対策等専門部会
宮城県地域防災計画（震災対策編）の見直しの概要：構成の見直し、基本方針

参考資料

■参考－１　消防庁、中央防災会議等の動向

No	年月日	基礎資料	所管
01	平成23年05月06日	地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）消防第157号	消防庁
02	平成23年9月28日	東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　報告	中央防災会議（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会）
03	平成23年12月12日	地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会　報告書（第３章東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しに係る留意点等）	消防庁（地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会）
04	平成23年12月27日	防災基本計画一部修正（津波災害対策編の追加等）	中央防災会議
05	平成23年12月27日	防災基本計画の修正のポイント（案）	中央防災会議
06	平成23年12月27日	防災基本計画 第３編（新設）「津波災害対策編」要旨（案）	中央防災会議
07	平成24年02月01日	防災基本計画の修正に伴う地域防災計画の見直しの推進について（通知）中防第１号	中央防災会議（消防庁）
08	平成24年03月31日	南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）	南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府）
09	平成24年08月29日	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）の発表（津波断層モデル編、強震断層モデル編ほか）	南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府）
10	平成24年09月06日	防災基本計画一部修正（大規模広域災害への対応、原子力災害対策の強化）	中央防災会議